

## 環境対応型難燃製革研究開発（飛革プロジェクト）公募要領

社団法人 日本皮革産業連合会（以下「JLIA」という。）は、平成 24 年度に「環境対応型難燃性革研究開発」プロジェクトを実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

### 1. 件名

「環境対応型難燃性革研究開発」(飛革プロジェクト)

### 2. 事業概要

#### 1) 目的

環境や人体に優しい難燃革の研究開発

#### 2) 開発課題

- 1) JES 基準（日本エコレザー基準）をクリアすること
- 2) 航空業界などでの難燃性基準をクリアすること
- 3) 強度を犠牲としない軽量化を実現すること
- 4) 可能な限りの革の風合いを保つこと

#### 3) 応募要件

- 1) 研究開発にあたり第三者所有の工業所有権を侵害しないこと、即ち独自の技術・ノウハウを以て遂行できること（要素技術のみの提案も含む）
- 2) 委託研究に際して得られた知的財産権は全て JLIA に帰属することに異議無きこと
- 3) 研究開発終了後の事業化計画を提示すること

### 3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の 1)～7) までの条件、「平成 24 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- 1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、且つ研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること
- 2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、且つ資金及び設備等の十分な管理能力を有していること
- 3) JLIA がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること
- 4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること
- 5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企

- 業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有すると共に、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること
- 6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業間の責任と役割が明確化されていること
- 7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること
- 注 国外の企業等(大学・研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用、又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を国外企業等との連携により実施することができる

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書3部(正1部、副2部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

- 1) 提出期限：平成24年7月9日(月)17時必着
- 応募状況等により公募期間を延長する場合があります。この場合は当連合会ホームページにてお知らせいたします。
- 2) 提出先：社団法人 日本皮革産業連合会  
業務第1部 黒谷宛  
〒111-0043  
東京都台東区駒形 1-12-13 皮革健保会館 7F

#### 5. 応募方法

- 1) 提案書の作成にあたって
- 様式は自由としますが、A4 1枚程度の要約版を作成ください。
- 記載項目
- 1) 研究開発の内容及び目標
  - 2) 研究開発実用化の見込み
  - 3) 我国の経済再生への貢献
  - 4) 実施体制
  - 5) 研究実施場所
  - 6) 研究開発責任者
  - 7) 当該研究開発に有用な研究開発実績・保有設備
  - 8) 研究開発予算と年度展開
  - 9) 初年度予算の概算
  - 10) 類似の研究開発

(現に実施または応募している類似の公的資金利用研究開発)

(現に実施している自己資金による類似の研究開発)

・提案書は日本語で作成して下さい。

・提案書の提出部数は3部(正1部、副2部)です。

## 2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

会社経歴書1部

直近の営業報告書1部

JLIA から提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、疑義がある場合は、その内容を示す文書2部

(正1部、副1部)

国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該国外企業との共同研究の意思を示す覚書の写し1部(英語・日本語以外の外語にて作成されている場合は、その訳文も添付のこと)

## 3) 提案書の受理

応募資格を有しない者の提案書は受理できません。また、提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせて戴きます。提出された提案書等は返却しません。(裁断処理)

## 6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、JLIA で厳重に管理します。取得した個人情報、研究開発の実施体制の審査に利用します。法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

## 7. 委託・共同研究先の選定

### 1) 審査方法

事前審査と審査委員会の2段階で審査します。

審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ JLIA が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託・共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御諒承ください。

### 2) 審査基準

事前審査基準

- a) 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか  
( 不必要な部分はないか )
- b) 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- c) 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- d) 提案内容・研究計画は実現可能か  
( 技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等 )
- e) 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか  
( 関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等 )
- f) 応募者が当該研究開発を行うことにより、国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか ( 企業の場合、成果の実用化が見込まれるか )
- g) 総合評価

審査委員会の選考基準

委託予定先は次の基準により選考するものとする。

- a) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること
  - イ．開発等の目標が J L I A の意図と合致していること
  - ロ．開発等の方法、内容等が優れていること
  - ハ．開発等の経済性が優れていること
- b) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること
  - イ．関連分野の開発等に関する実績を有すること
  - ロ．当該開発等を行う体制が整っていること  
( 再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究開発体制をとる場合、そのメリットが明確であること。 )
  - ハ．当該開発等に必要な設備を有していること
  - ニ．経営基盤が確立していること
  - ホ．当該開発等に必要な研究者等を有していること
  - ヘ．委託業務管理上 J L I A の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること
- c) 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
  - イ．優れた部分提案者の開発等体制への組込に関すること
  - ロ．各開発等の分担及び委託金額の適正化に関すること
  - ハ．競争的な開発等体制の整備に関すること
  - ニ．公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割

の明確化に関すること

ホ．その他主管部長が重要と判断すること

3) 委託先の公表及び通知について

採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名、事業概要）はJ L I Aのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を理由とともに提案者へ通知します。

付帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、経費負担率付与、など）を附す場合があります。

スケジュール

平成 24 年

6 月中旬 公募開始、公募説明会

7 月 9 日 公募締切

7 月中旬 事前審査

7 月下旬 審査委員会

7 月下旬 委託先決定・公表

7 月下旬 契約締結

8. 留意事項

1) 契約について

提案者は、J L I A が提示する委託契約書（案）に合意することが委託先として選定されることの要件となります。

2) 事業化計画書について

採択された企業等と J L I A の間での契約にあたっては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出して頂く場合があります。

3) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査について御協力を頂きます。

4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 1）を準用し、当連合会は必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行って下さい。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1 経済産業省 WEB 参照

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

本事業について公的研究費の不正使用等があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ロ 不正な使用・受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し当連合会の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した翌年度以降2～5年間の応募を制限します。不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

ハ 府省等他の資金配分機関に対し当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について、情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から当連合会へ情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

ニ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもイ～ハの措置を講じることがあります。

「不正使用等指針」に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにして下さい。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合には、その報告書の写しの提出を以て代えることができます。

なお、当連合会では標記指針に基づく体制整備等の実施状況について現地調査を行う場合があります。

## 5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。2)に基づき、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等におい

て研究活動の不正があると認められた場合、以下の措置を講じます。

2 研究不正指針についてはこちらを御参照ください: 経済産業省 WEB  
<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

本事業において不正行為があると認められた場合

- イ 当該研究費について、不正厚意の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還して頂くことがあります。
  - ロ 不正行為に関与した者に対し、当連合会の翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
  - ハ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠った事などにより、一定の責任があるとされた者に対し、当連合会の翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- 二 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。この事により、不正行為に関与した者及び上記ハにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から当連合会へ情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ホ 当連合会は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

過去に国の研究資金において不正行為があったと認められる場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定されたもの(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容において責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規程の整備や受付窓口の設置に努めて下さい。

#### 6) JLIA における研究不正等の告発・相談受付窓口

社団法人 日本皮革産業連合会 業務第1部

東京都台東区駒形1-12-13 皮革健保会館7F

電話 03-3847-1451 (電話による受付は平日 9:00-12:00,13:00-17:00)

FAX 03-3847-1510

#### 7) 説明会の開催

下記の通り説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等を説明致しますので、応募を予定される方は出席を御願ひ致します。なお、説明会は日本語にて行います。出席希望の企業等は、法人名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を平成 24 年 6 月 14 日（木）17 時までに FAX（03 - 3847 - 1510）にて事業振興課担当者まで御連絡下さい

（様式不問）

< 説明会 >

日時：平成 24 年 6 月 15 日（金）14：00 - 15：00

場所：東京都台東区駒形 1 - 12 - 13 皮革健保会館 7F 会議室

参照 <http://www.jlia.or.jp/about/access.html>

#### 8) 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会にて受け付けます。それ以降のお問い合わせは 6 月 18 日から 6 月 25 日の間に限り下記宛に FAX にて受け付けます（但し審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。）

社団法人 日本皮革産業連合会

業務第 1 部 黒谷 FAX 03 - 3847 - 1510